

# 公的年金等受給者および給与所得者の所得税還付申告

☎・草津税務署 ☎(562)1315(自動音声案内) ・市税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

2月16日(金)～3月15日(金)に市内各所で確定申告の受け付けを予定していますが、毎年、大変混雑します。所得税の還付申告をする人は、草津税務署が下記の日程で相談・受け付けを行いますので、こちらを利用してください。

## 還付申告相談会

日時	2月8日(木)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(各終了時刻の30分前に受付終了) ※会場の混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。	
場所	市民ホール 小ホール	
対象	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受けたい人
	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的年金などを受給している人</li><li>・令和5年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税などの還付申告をしたい人</li><li>・令和5年の途中で退職し、年末調整ができていない人 など</li></ul> ※ただし、事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人は除く	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築などをして、令和5年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税などの還付申告をしたい人</li></ul>
持ち物	<ul style="list-style-type: none"><li>・公的年金や給与所得などの源泉徴収票 ※令和5年中に退職金を受け取った人は、退職所得の源泉徴収票も必要です</li><li>・医療費控除の明細書(医療機関、医療を受けた人ごとで集計した明細書を自分で作成してください)</li><li>・生命保険料や地震保険料・長期損害保険料・国民年金保険料などの控除(支払)証明書、健康保険料の金額が分かるもの ※給与所得者で、年末調整したものは除く</li><li>・寄付金控除の受領証明書(寄付金がある人のみ) ※ワンストップ特例を選択した場合でも受領証明書が必要です</li><li>・ボールペンや電卓などの筆記用具や計算器具類</li><li>・本人確認書類(マイナンバーカード、または通知カードと運転免許証や健康保険証など)</li><li>・振込先の預貯金口座の番号などが分かるもの(本人名義に限る)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボールペンや電卓などの筆記用具や計算器具類</li><li>・控除を受けるための要件と必要な添付書類などは、国税庁ホームページや草津税務署でご確認ください</li></ul>
その他	・当会場では譲渡所得(土地、建物および株式など)、贈与税の申告相談は行いません	

## 確定申告

申告書は草津税務署で交付しています。1月下旬以降は税務課でも交付します。また、国税庁ホームページでも申告書の作成、申告用紙のダウンロードなどができます。



ホームページ

## ▼マイナンバーカードを持っている人は自宅からの e-Taxでの確定申告がより便利です

- ① 国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ② 提出方法などを選択(マイナンバーカードとスマホがあればICカードリーダーは不要です)
- ③ 金額などを入力
- ④ 申告書を提出

※マイナンバーカードを持っていない人でも、国税庁ホームページで作成した申告書を印刷して郵送で提出すれば、申告書作成会場へ持参する必要がなく便利です。

## ▼公的年金を受給している人へ

- ・公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。
- ・所得税の確定申告が不要な人でも、「公的年金の源泉徴収票」に記載されていない控除の適用を受ける場合などは、市県民税の申告が必要です。